

施設園芸等燃油価格高騰対策

- **燃油価格**は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動するため、今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材。特に施設園芸等は、経営費に占める**燃料費の割合が極めて高く**、燃油価格高騰の影響を受けやすい業種。
- そのため、これまで省エネルギー化に取り組んできた施設園芸等産地においても、より**燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営への転換を進める必要**。
- 経営の転換に取り組む産地に対しては、燃油価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する**セーフティネットの構築を支援**。

< 目的と基本的な仕組み >

施設園芸等燃油価格高騰対策の目的 燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

基本① 支援対象者

施設園芸農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等。

基本② 省エネルギー等対策推進計画

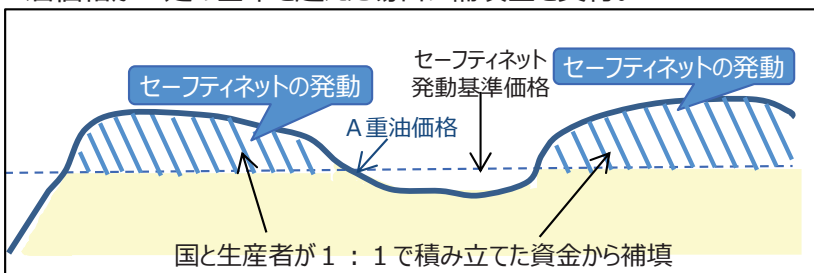
支援対象者は、3年間で燃油使用量の15%以上削減する省エネ目標と、目標達成に向けた取組を設定。

※ 初めて取り組む場合は3年間で10a当たり燃油使用量を15%以上削減、2期目以降に継続して取り組む場合は、3年間で10a当たり燃油使用量を更に15%削減するほか、**単位生産量(額)当たり燃油使用量を15%以上削減する目標(収量増で達成可能)**を立て、計30%以上の省エネに取り組む。

計30%以上の削減を達成した者は、自身の削減目標を定め、更なる省エネに向けて不断に取り組む。

基本③ 施設園芸セーフティネット構築事業

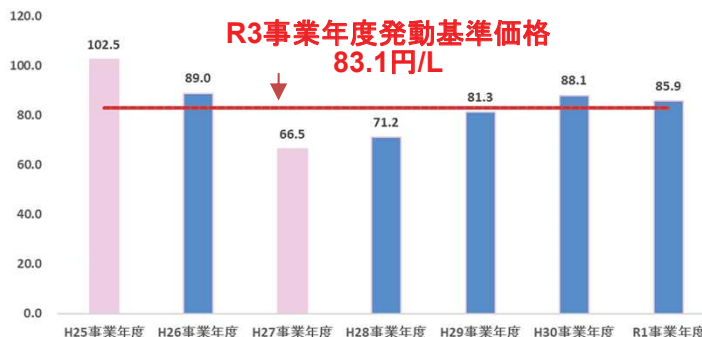
- ① 支援対象者は、セーフティネットの対象期間を選択し、燃油購入数量を設定して補填積立金を納入(国と生産者が1:1で積み立て)
- ② 省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃油価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。



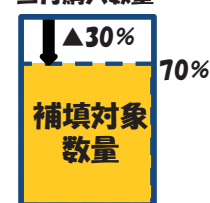
< 対策のポイント >

【ポイント1】セーフティネット発動基準価格、補填対象数量

過去7年間のA重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格を発動基準価格とし、当該月購入数量の70%補填対象数量とする。

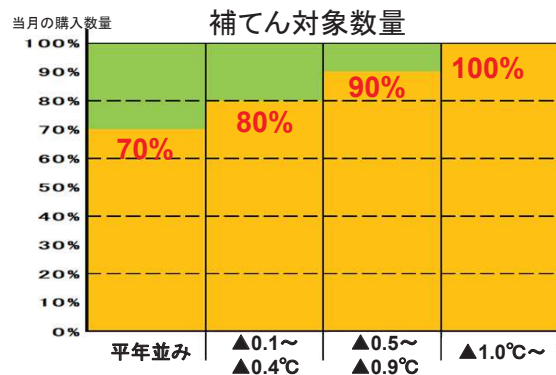


※ 補填金 = 補填単価 × 当月購入数量の70%
補填単価 = 発動基準価格との差額
(R3事業年度) = 価格 - 83.1円/L
当月購入数量



【ポイント2】低温特例措置の見直し

当月の気温が平年気温を下回った場合、段階的に補填対象数量を引き上げ。



【ポイント3】急騰特例措置の見直し

燃油価格が、前年加温期間の平均価格より11%以上高騰し、かつ、7中5平均の価格を上回った場合、補填対象数量を引き上げ。
(2年前の22%、3年前の33%上昇時も発動)

